

**「岡三にいがた証券の約款集」の改正内容
(新旧対照表)**

以下のとおり、2024年11月1日付にて「岡三にいがた証券の約款集」を一部改正いたします。

岡三にいがた証券の証券総合取引約款

(下線部分変更)

新	旧
第 1 章 証券総合取引	第 1 章 証券総合取引
第 3 条 申込方法等	第 3 条 申込方法等
(1) お客様は、 <u>当社所定の手続きにより</u> 申込みものとし、当社が、承諾した場合に限り証券総合取引を開始することができます。	(1) お客様は、 <u>所定の申込書に必要事項を記載のうえ署名捺印（お届出印によります。）し、これを当社の本・支店又は営業所に提出することによって、証券総合取引を</u> 申込みものとし、当社が、承諾した場合に限り証券総合取引を開始することができます。
(2) ~ (4) (現行どおり)	(2) ~ (4) (省 略)
第 4 条 届出事項	第 4 条 総合届出印鑑
お客様は、 <u>証券総合取引の申込時などに氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名及び押なつされた印影、共通番号等</u> を届出いただきます。ただし、すでにその届出がされている場合には、改めてお届出いただく必要はありません。	お客様は、 <u>証券総合取引開始時に「お届出印鑑」</u> を届出いただきます。ただし、すでにその届出がされている場合には、 <u>その印影が届出印鑑となりますので、改めてお届出いただく必要はありません。</u>
第 2 章 証券総合口座サービスの利用	第 2 章 証券総合口座サービスの利用
第 2 条 本口座の利用	第 2 条 本口座の利用
お客様は、 <u>当社所定の手続きにより</u> 申込みものとし、当社が承諾した場合に本口座を利用できます。	お客様は <u>所定の申込書に必要事項を記入し、署名・お届出印捺印のうえ申込み、当社が承諾した場合に</u> 本口座を利用できます。
第 3 章 日本 MRF (マネー・リザーブ・ファンド) の契約	第 3 章 日本 MRF (マネー・リザーブ・ファンド) の契約
第 2 条 申込方法	第 2 条 申込方法
(1) お客様は、 <u>当社所定の手続きにより</u> この契約を申込みものとします。	(1) お客様は <u>所定の申込書に必要事項を記入のうえ署名捺印し、これを当社の本支店又は営業所（以下「取扱店」といいます。）に提出することによって</u> 契約を申込みものとします。
(2) 契約が締結されたとき、当社は直ちにお客様の日本 MRF 累積投資口座を開設します。	(2) 契約が締結されたとき、当社は直ちにお客様の日本 MRF 累積投資口座を開設します。 なお、 <u>証券総合取引申込書により当社に届出されている印影をもって、当社への届出印とし</u>

新	旧
<p>第9条 キャッシング（即日引出し） (1) (現行どおり) (2) 上記（1）のお申込みは、<u>当社所定の手続きによってこれを行うものとし、申込者にその金銭をお引渡しいたします。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 株式等振替決済取引</p> <p>第4条 当社への届出事項 (1) <u>当社所定の手続き時にお申込みされた氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名及び押なつされた印影、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。</u> (2) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第10章 投資信託の累積投資取引</p> <p>第8条 キャッシング (1) (現行どおり) (2) 上記（1）のお申込みは、<u>当社所定の手続きによってこれを行うものとし、申込者にその金銭をお引渡しいたします。</u></p> <p style="text-align: center;">第12章 雑 則</p> <p>第2条 この約款の変更 (1) お届出事項に変更が生じた場合は、その旨を当社にお申出のうえ、<u>当社所定の手続きにより届け出ていただきます。この場合「戸籍 抄本」「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。</u> (2)～(4) (現行どおり) (5) 上記（1）から（3）による変更後は、変更後の<u>氏名又は名称・住所・印影・共通番号等</u>をもって届出の<u>氏名又は名称・住所・印影・共通番号等</u>とします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>ます。</p> <p>第9条 キャッシング（即日引出し） (1) (省 略) (2) 上記（1）の申込みは、所定の手続きによってこれを行うものとし、<u>当社は届出印の押印された所定の受領書と引換えに、扱店においてお客様に金銭をお引渡しいたします。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 株式等振替決済取引</p> <p>第4条 当社への届出事項 (1) <u>「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。</u> (2) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第10章 投資信託の累積投資取引</p> <p>第8条 キャッシング (1) (省 略) (2) 上記（1）のお申込みは、所定の手続きによってこれを行うものとし、<u>当社は届出印の押なつされた所定の受領書と引換えに、扱店においてお客様に金銭をお引渡しします。</u></p> <p style="text-align: center;">第12章 雑 則</p> <p>第2条 この約款の変更 (1) お届出事項に変更が生じた場合 <u>（印章を喪失された場合のお届出印鑑の改印を除きます。）</u>は、その旨を当社にお申出のうえ、<u>所定の「変更届」その他の書面に必要事項を記載し、お届出印鑑を押なつしてご提出ください。</u>この場合「<u>戸籍 抄本</u>」「<u>住民票</u>」等の書類をご提出又は「<u>個人番号カード</u>」等をご提示願うこと等があります。 (2)～(4) (省 略) (5) 上記（1）から（3）による変更後は、変更後の<u>印影・住所・氏名・共通番号等</u>をもって届出の<u>印鑑・住所・氏名・共通番号等</u>とします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

外国証券取引口座約款

(下線部分変更)

新	旧
届出事項 第24条の2 申込者は、住所（又は所在地）、氏名（又は名称）及び共通番号等を当社所定の手続きにより当社に届け出るものとします。 <p style="text-align: right;">以 上</p>	届出事項 第24条の2 申込者は、住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、 <u>印鑑</u> 及び共通番号等を当社所定の <u>書類</u> により当社に届け出るものとします。 <p style="text-align: right;">以 上</p>

「岡三にいがた証券の投信積立プラン約款」の改正内容 (新旧対照表)

以下のとおり、2024年11月1日付にて「岡三にいがた証券の投信積立プラン約款」を一部改正いたします。

(下線部分変更)

新	旧
申込み方法 第2条 お客様は、 <u>当社所定の手続き</u> により申込むものとし、当社が承認した場合に、この契約を締結することができます。 <p style="text-align: right;">以 上</p>	申込み方法 第2条 お客様は、 <u>所定の申込書に必要事項を記入し、署名・お届け印捺印のうえ申込み</u> 、当社が承認した場合に、この契約を締結することができます。 <p style="text-align: right;">以 上</p>

「岡三にいがた証券の投信積立プラン約款（職場積立 NISA）」の改正内容 (新旧対照表)

以下のとおり、2024年11月1日付にて「岡三にいがた証券の投信積立プラン約款（職場積立 NISA）」を一部改正いたします。

(下線部分変更)

新	旧
申込み方法 第2条 お客様は、職場の事業主を通じて、 <u>当社所定の手続き</u> により申込むものとし、当社が承認した場合に、この契約を締結することができます。 <p style="text-align: right;">以 上</p>	申込み方法 第2条 お客様は、職場の事業主を通じて、 <u>所定の申込書に必要事項を記入し、署名・お届け印捺印のうえ申込み</u> 、当社が承認した場合に、この契約を締結することができます。 <p style="text-align: right;">以 上</p>